

第2章 免許状取得の条件

免許状を取得するにあたっては、次の条件を充たす必要があります。

(1) 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許法では、次の表に示す「基礎資格」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」について所定の単位（最低修得単位）を修得しなければなりません。

なお、本学の教職課程カリキュラムは、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、「教育の基本は教師の人格と力量にこそある」という方針のもとに本学が自主的に定めたものです。

したがって、本学のカリキュラムでは、下記の表と異なる場合があることを承知しておいてください。

免許状の種類		所要条件	基礎資格	法定上の最低修得単位数			
				文部科学省令に定める科目	教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校	一種免許状	学士の学位を有すること	8	31	20	8	
	専修免許状	修士の学位を有すること	8	31	20	32	
高等学校	一種免許状	学士の学位を有すること	8	23	20	16	
	専修免許状	修士の学位を有すること	8	23	20	40	

(2) 介護等体験の証明書（小学校および中学校教諭免許状取得の場合のみ）

小学校及び中学校教諭普通免許状取得申請にあたっては、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護等体験を行い、体験先機関が発行する証明書が必要となります。

なお、介護等体験を行うには、事前指導に出席することが必須条件となりますので注意してください。